

第1回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

1 日 時 平成26年12月16日(火) 15時30分～17時30分

2 場 所 京都市教育相談総合センター 会議室

3 出席者 生田教育長

梅山・大江・奥村・桶谷・小槻・小林・坂根・坂本・柴原・須川・田中・東南・中東・中村・森廣(委員は50音順, 敬称略)

4 内容

(1) 開会, 挨拶, 委員紹介, 座長・副座長選出

(2) 説明 「京都市におけるいじめ等の状況と取組」, 「京都市いじめの防止等に関する条例」, 「京都市いじめの防止等取組指針」(案)について

(3) 協議 「いじめの防止等に関する啓発パンフレット」について等

(4) 閉会

(事務局からの説明)

- 「いじめ防止対策推進法」に規定される「いじめ問題連絡協議会」として開催するものであるが、子どもの豊かな心と規範意識を育むため、法律の規定よりも広いテーマ・参画団体等を設定している。
- 開催要項に基づき、生田教育長が座長を桶谷委員、副座長を柴原委員に指名する。
- いじめの状況や取組について、本市では子どもたちが安心して生活し学ぶことができる環境の実現に向け、さまざまな取組を進めている。
- 「条例」の基本理念や特徴とともに、条例第9条に規定する「いじめの防止等取組指針」(案)について、前日の教育福祉委員会での指摘事項等を反映させた部分を中心に確認する。
- いじめの防止等に関する啓発パンフレットの作成に当たり、ヒントやアドバイスを願いたい。

(委員からの主な意見)

*いじめ等の状況と取組

- いじめの基準に関しては、文科省が平成18年にそれまでの発生件数を、学校が認知した件数へと変更した。評価すべきは認知の件数より解消率である。
- 保護者からの訴えも含め、いじめが疑わしい事案は事実確認をするとのことだが、いじめには程度の差があり、それぞれに応じた対応が求められると思う。
- 京都市の特長は、生徒会活動の活性化など、子ども自身の取組の充実を図っていることである。

*条例・取組指針(案)について

- 大切なことは、日々子どもたちへの関わりの中で、教師を含めた大人が子どもへ、発達段階に応じて相手の立場に立ってどう感じるかを指導していく積み重ねである。
- どこからがいじめか分からないという子どもの意見があることを踏まえた指導・取組が必要である。
- いじめに関する悩み相談の中には、担任の先生には絶対に言わないでほしいというものもあり、先生方には、子どもの心に寄り添い、信頼されるような存在になって頂きたい。
- 発達に課題のある子どもがいじめの対象となっている場合があるので、そのことを取組指針にもう少し踏み込んで記載してもよいと思う。
- いじめについては加害者であるが、家庭では虐待を受けていたり社会的には被害者である子どもたちもいるので、加害者の理解がいじめ対策の大きなポイントにもなるため、取組指針の7(2)に追記を検討して頂きたい。

*いじめの防止等に関する啓発パンフレットについて

- 慎重な意見もあるが、今の子どもは笑いをとるためや注目を集めるためにSNSなどを使うことがあるので、ネットいじめについても掲載を検討して頂きたい。
- 就学前から社会人まで連続した「一生その人を支えていけるような心の居場所・心の拠り所」があればと思う。パンフレットについては「プラス言葉をたくさん使おう」というような教育的な観点から考えてみるのも有効であると思う。
- 肯定的な表現を強調するなど、表記上の工夫をして頂きたい。
- いじめをしている子どもといじめられた子どもの対比というよりも、いつ逆転するかわからないということを踏まえて作成頂きたい。
- 子どもは相談できる人を見極めている。「素直に気持ちを表現していいんだよ」というメッセージを子どもに投げかけられればと思う。